

2025年 安全報告書



富士急バス株式会社

富士急バスでは、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

富士急バスでは、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

<安全方針>

1. 安全は全てに優先
120%の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。
2. 法令及び諸規則の順守
法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。
3. 常に安全の維持・向上
常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。
4. 自ら考える組織
自らで考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。
5. 顧客を意識した事業活動
顧客の意見に耳を傾け、安全・安心なサービスを提供します。
6. 防災力向上の取り組み
平時から備えに取り組み、発災時は迅速な初動で人命最優先に被害軽減を図り、早期復旧に努めます。
7. 無災害の職場づくり
ハード・ソフト両面での安全対策を講じ、基本に忠実に行動することで、労働災害の撲滅を目指します。

富士急バス株式会社
代表取締役社長 古屋 毅

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 安全目標

■2024年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

①重大責任事故	0件	実績	0件
②車内人身事故	0件	実績	1件
③責任事故	前年比5割減（前年21件）	実績	19件

■2025年度の輸送の安全に関する目標

①重大責任事故	0件
②車内人身事故	0件
③有責事故	前年比半減（10件以内）

(2) 輸送の安全に関する重点施策（2025年度）

- ①重大事故0件、車内人身事故0件、有責事故前年半減（10件以内）
- ②基本動作の励行、法令順守意識の向上
- ③健康起因による事故防止
- ④ドライブレコーダー映像、ヒヤリ・ハットの共有化による事故防止
- ⑤安全意識・風土の浸透定着
- ⑥苦情要望への対応と改善
- ⑦災害時の対応・判断と防災の基本方針設定
- ⑧自然災害時の対応訓練の実施
- ⑨藤堂災害事故0件

3. 2024年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

2024年4月1日～2025年3月31日の間にはありません。

4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識を全グループ全および全営業所で統一化しています。

(1) 会議

- ①毎月1回、安全統括管理者主催の「安全会議」を開催します。会議メンバーは、社長以下、安全統括管理者、経営管理部門である業務部長、管理部長、現業部門として営業所長、統括運行管理者で構成され、当月に発生した事故分析、安全管理体制のチェック、運輸安全マネジメントの進捗状況等の確認をします。
- ②定期的に富士急行本社において富士急グループ全体の「安全会議」が開催され、経営幹部による安全対策に関する情報交換や、各種安全対策について協議を行います。
- ③毎月1回、富士急行本社において各社合同の「統括運行管理者会議」を開催し、事故発生状況や原因の分析、重要なヒヤリ・ハット情報等を共有し、事故の未然防止を図っています。
- ④乗務員の班編成を行い、必要に応じ班別に会議を開き、事故原因の分析や、どうすれば回避できたか等について議論し、KYT（危険予知トレーニング）の一環として活用を図っています。
- ⑤産業医出席の「衛生委員会」を毎月開催し、運転士の健康管理や職場の安全管理体制等について協議し、日常の指導に活用を図っています。

(2) 設備投資等

- ①2024年度車両の導入 13両（乗合9両、高速4両）
- ②バックソナーの全車への取付完了
乗合113台、高速全45台、貸切全42台、特定2台
- ③PCS（衝突被害軽減ブレーキ）の新車両への導入
合計：47台（高速 29台、貸切 18台）
- ④車両ふらつき警報
合計：43台（高速 30台、貸切 14台）
- ⑤モービルアイ
合計：18台（高速 10台、貸切 8台）

(3) 安全に対する運動等

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①4月上旬 | 春の全国交通安全運動 |
| ②4月下旬～5月上旬 | ゴールデンウィークの事故防止運動 |
| ③7月下旬～8月下旬 | 夏季輸送、安全・サービス向上運動 |
| ④9月下旬 | 秋の全国交通安全運動 |
| ⑤12月上旬～1月下旬 | 年末年始輸送安全総点検 |
| ⑥社長及び安全統括管理者による職場巡視 | |
| ⑦営業所長による早朝点呼立会い | |

(4) 内部監査

①計画

本社管理部門、営業所・・・年1回実施します。

②監査要員

富士急行（株）事業部安全CS担当者2名、および当社担当者1名を内部監査員に選任し、厳正な監査を実施します。

また、選任者については、定期的監査講習を受講させます。

③監査目的

- ・関係法令や安全管理規程等への適合性のチェック
- ・安全重点施策に掲げた目標の達成状況のチェック
- ・安全マネジメントレビューにおいてP・D・C・Aサイクルが有効的に活用、また改善策が講じられているかチェック

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 新人乗務員に対しては、運転士に対し年間教育計画に基づき教育を実施しています。新入乗務員については、専属の指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行（株）において富士急グループの新採用バス乗務員を対象に、法令関係、安全教育、運転技術、走行訓練等を行う「新採用乗務員研修」を実施するとともに、定期的なフォロー研修を継続して実施するプログラムにより、新人乗務員の技術向上に努めています。
- (2) 富士急グループのバス事故惹起者を対象に、富士急行（株）において事故原因の分析や技術指導を中心とした「事故惹起乗務員研修」を実施

し、事故の再発防止に努めております。

- (3) 自動車安全運転センター（安全運転中央研修所）へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (4) 運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した安全運転教育を実施しているほか、冬山教育など個人や地域の特性に対応した研修を適時実施しています。
- (5) その他、事故防止やCS向上にかかわる様々な教育や施策を随時実施してまいります。

- ・集合教育の実施（年1回）
- ・管理部門の安全マネジメント研修
- ・事故・苦情惹起者教育（都度）
- ・新入乗務員の冬期研修（チェーン脱着と悪路走行等）
- ・教育訓練車による運転特性の把握と指導（年1回）
- ・管理者による街頭・添乗監査指導教育（都度）
- ・災害等を想定した訓練

2024年5月 富士山五合目避難訓練

2024年9月 緊急時情報伝達訓練

2024年11月 富士山噴火に備えた対応訓練

- ・会社幹部による早朝点呼
- ・新型コロナウイルス感染防止対策に準じた、運転士の感染防止対策及び、旅客が安全安心に利用できるバス車内の感染防止対策等の実施

6. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2024年12月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性および有効性に問題となる事項はありません。

7. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

8. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別添「安全管理体制図」参照

9. 安全統括管理者

専務取締役 管理部長 小田切 孝之

以 上